

外国人技能実習生等を受け入れている皆様へ

新型コロナウイルス感染症を受けて、3月中に在留期間の満了日を迎える在留外国人からの在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請等について、当該外国人の在留期間満了日から1か月後まで受け付けることなど、出入国管理庁及び外国人技能実習機構がそれぞれお知らせしています。

○【出入国在留管理庁】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための窓口混雑緩和策（申請期限の1か月延長）及び出入国困難に伴う在留諸申請の取扱いについて

- 感染拡大防止のための窓口混雑緩和策

<http://www.moj.go.jp/content/001315947.pdf>

- 帰国困難者及び在留資格認定証明書交付申請の取扱い

<http://www.moj.go.jp/content/001315948.pdf>

○【外国人技能実習機構】

新型コロナウイルス感染症に関し、技能実習関係者から主に寄せられた質問とその回答について（主に出入国困難に伴う在留諸申請について）

- 技能実習関係者からの新型コロナウイルス感染症に関するよくあるご質問について

<https://www.otit.go.jp/files/user/200303-2%20.pdf>